

証券コード 7416  
平成28年12月2日

株 主 各 位

岡山市北区表町一丁目2番3号

**はるやま商事株式会社**

代表取締役 治 山 正 史  
社長執行役員

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年12月19日（月曜日）正午までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成28年12月20日（火曜日）午前10時
2. 場 所 岡山市北区表町一丁目2番3号  
当社本社 4階会議室(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)  
(注) 駐車場のご用意がございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

### 3. 目的事項

#### 決議事項

- 第1号議案 新設分割計画承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎株主総会参考書類の内容について修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.haruyama.co.jp/>) に掲載させていただきます。
  - ◎本臨時株主総会においては、お土産をご用意しておりませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 新設分割計画承認の件

### 1. 新設分割を行う理由

当社は、紳士服等のファッション衣料品の販売を通じてライフスタイルを提案する専門店チェーンとして、「より良いものをより安く」の創業理念、地域に密着した「お客様第一主義」の経営理念のもと、高品質・高機能商品の企画、開発、販売に努めてまいりました。また、お客様のご意見、ご要望を速やかに顧客サービスに反映させる経営の実践にも積極的に取り組んでまいりました。

当社を取り巻く経営環境は、スーツの国内市場が成熟し、競争のグローバル化が進むなか、同業他社の業種業態を超えた事業展開などの動向が注目され、大きな変革の時期を迎えております。このような経営環境のもと、当社は、現在、「商品力の強化」、「集客力の強化」、「生産性の向上」の3つの主要施策を掲げ、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる基本戦略を採用しております。

当社がこれらの基本戦略をより効率的かつ効果的にグループ全体へ浸透させ、グループの持続的成長を果たすため、持株会社体制へ移行することについて、株主のみなさまにご承認をお願いするものであります。

当社グループが今後の成長戦略を支える経営体制として持株会社体制に移行する目的は次のとおりであります。

#### ① グループ戦略機能の強化

グループ経営の意思決定と各事業領域における業務執行の分離や管理部門業務の集約により、当社グループ全体の経営効率の向上を実現させることを目的としております。また、持株会社体制に移行することで、新規事業の開発などを含むグループ経営戦略の立案機能を強化し、グループ内経営資源の配分を最適化してまいります。

#### ② 事業会社に応じた価値創造力の発揮

グループ企業各社に権限と責任を委譲することにより意思決定の迅速化を図ることで、経営環境の変化に適宜適切に対応し、顧客のニーズに対応した商品・サービスの「創造力」を高め、グループ成長戦略を構築してまいります。

#### ③ 経営者人材の確保・育成

経営の意思決定と業務執行を分離することで、持株会社と各子会社の役割分担が明確になり経営責任の所在が明らかになることから、今後の当社グループ成長戦略を担う経営者としての人材をグループ全体から確保する

とともに、グループの変革を推進する次世代のリーダー育成に持続的に取り組んでまいります。

当社の持株会社体制への移行方法は、新設分割により、現在展開しております衣料品及びその関連洋品の販売事業を担う事業会社「はるやま商事株式会社」を新設し、分割承継いたします。この結果、当社は各子会社の持株会社として、グループ戦略機能及び各事業会社の管理機能を担い、引き続き上場を継続します。当社は、持株会社体制への移行により、当社グループの企業価値の最大化を図ってまいります。

## 2. 新設分割計画の内容の概要

### 新設分割計画書(写)

はるやま商事株式会社（平成29年1月4日付で「株式会社はるやまホールディングス」に商号変更予定。以下「当社」という。）は、当社の衣料品及びその関連洋品の販売事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を新たに設立する「はるやま商事株式会社」（以下「新設会社」という。）に承継させるために新設分割（以下「本件分割」という。）を行うことに関し、次のとおり新設分割計画（以下「本計画」という。）を作成する。

#### 第1条（新設分割）

当社は、本計画に定めるところに従い、新設分割の方法により新設会社を設立し、当社が本事業に関して有する権利義務を新設会社に承継させる。

#### 第2条（新設会社の商号等その他定款で定める事項）

新設会社の商号、目的、本店の所在地及び発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙1「定款」に記載のとおりとする。なお、新設会社の本店所在地は岡山市北区表町一丁目2番3号とする。

#### 第3条（新設会社が交付する株式の数及び割当）

新設会社は、本件分割に際して普通株式2,000株を発行し、その全てを第5条に定める権利義務の承継の対価として当社に割当交付する。

#### 第4条（新設会社の資本金等の額）

新設会社の資本金、資本準備金及び資本剰余金等の額は、以下のとおりとする。但し、分割期日（第6条で定義される。以下同じ。）における当

社の資産及び負債の状況等により、これを変更することができる。

- (1) 資本金の額 金100,000,000円
- (2) 資本準備金の額 金0円
- (3) その他資本剰余金の額 会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から前二号に定める合計額を控除した額
- (4) 利益剰余金の額 金0円

#### 第5条（承継する権利義務）

1. 新設会社は、分割期日において、別紙2「承継権利義務明細表」記載の資産、負債、雇用契約、契約上の地位その他の権利義務を当社より承継する。
2. 新設会社は、本件分割により当社から新設会社に承継される一切の債務について併存的に引き受け、当社は、本件分割後も引き続き弁済の責を負う。但し、当社と新設会社との間においては、新設会社がかかる債務の全部を負担し、当社がかかる債務の弁済をしたときは、新設会社は当社の請求に基づきその弁済額の全額及び弁済に要した費用を直ちに支払わなければならない。
3. 新設会社が承継する財産の移転に関して登記、登録、通知等の手続きが必要となる場合は、当社と新設会社とが協力して行うものとし、登記費用及びその他の費用については、新設会社が負担するものとする。

#### 第6条（分割期日）

会社法第924条第1項第1号に基づき当社が定める日（以下「分割期日」という。）は平成29年1月4日（予定）とし、同日をもって新設会社の設立登記を行うものとする。但し、手続きの進行上必要がある場合は、当社取締役会決議によりこれを変更することができる。

#### 第7条（新設会社の設立時役員の名又は名称等）

新設会社の設立時役員の名又は名称は次のとおりとする。

- (1) 設立時取締役 治山正史、伊藤 卓、竹内愛二郎、山本剛士、  
末岡英樹
- (2) 設立時監査役 佐藤晃司

#### 第8条（本計画の効力）

本計画は、当社の臨時株主総会における承認又は法令に定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

#### 第9条（競業禁止義務）

当社は本事業について競業禁止義務を負わないものとし、本件分割の効力発生後においても、本事業と同一の事業を行うことができる。

#### 第10条（公租公課）

新設会社が本件分割により当社から承継する権利義務に係る公租公課及び保険料等は、分割期日の前日までは当社が、分割期日以後は新設会社が、それぞれ実日数による日割計算により負担するものとする。

#### 第11条（条件の変更及び中止）

当社は、本計画作成後分割期日に至るまでの間において、当社の財産状態又は経営状態に著しい変動を生じたとき、あるいは変動が見込まれる場合は、本件分割の条件その他本計画の内容を変更し、又は本件分割を中止することができる。

#### 第12条（規定外事項）

本計画に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨に従って、当社がこれを決定することができる。

平成28年10月19日

岡山市北区表町一丁目2番3号

はるやま商事株式会社

代表取締役

社長執行役員 治山 正史 ⑩

はるやま商事株式会社定款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、はるやま商事株式会社と称し、英文では、Haruyama Trading Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 衣料品及び洋品雑貨の製造、仕入販売、卸業及び縫製加工
- (2) 意匠権・商標権等の無体財産権の取得・使用・維持・管理・利用許諾・売買
- (3) 各種工芸、美術品の仕入販売
- (4) 食料品・衣料品・日用雑貨品・家庭用電気製品・家具製品・自動車・軽車両・酒類の販売及び輸出入
- (5) 農産物の加工並びに販売
- (6) 医薬品・動物医薬品・医薬部外品・化粧品・毒劇物・農薬・肥料・石油・ガス類・度量衡器・管理医療機器及び医療用具の製造並びに販売
- (7) 薬局・ホテル・飲食店・運動施設・文化教室及び駐車場の経営
- (8) クリーニング業・広告代理業・金銭の貸付業及びクレジットカード発行業務
- (9) 楽器類・教材器具・文具・玩具・書籍・事務用品・スポーツ用品・鳥獣・魚介・ペット用品・園芸用品の販売
- (10) 古物の売買
- (11) 時計・眼鏡・宝石の販売及び貴金属・美術工芸品の加工
- (12) 建築一式工事・大工工事・内装仕上工事及び造園工事の設計並びに施工
- (13) コンピューターソフトウェア・ハードウェアの開発・販売並びにコンピューター室の運営管理に関する業務の受託
- (14) データの加工及び販売業務
- (15) 喫茶店の経営
- (16) 不動産の賃貸・媒介・管理・保有・運用及び企業に対する投資業務
- (17) インテリア用品のデザイン、製作、設計、施工、売買、輸出入

- (18) 家具・調度品のデザイン、製作、設計、施工、売買、輸出入
- (19) 寝具のデザイン、製作、設計、施工、売買、輸出入
- (20) 商品券・その他の金券・前払式支払手段及び各種割引優待券の発行、  
売買並びにその他代行業務
- (21) 電気通信事業法による通信事業者の代理店業務
- (22) 生命保険の募集に関する業務、損害保険代理業及び自動車損害賠償保  
障法に基づく保険代理業務
- (23) 労働者派遣事業
- (24) 物流センターの管理・運営及び物流情報の収集処理業務並びに通関業  
務
- (25) 前各号に掲げる業務の経営指導並びに業務受託
- (26) 上記各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を岡山市に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、官報に掲載してする。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、8, 0 0 0 株とする。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならぬ。

(株券の不発行)

第 8 条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

- 第 9 条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。
2. 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

- 第 10 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。
2. 質権の登録又は信託財産の表示の抹消についても前項に準ずる。

(手数料)

- 第 11 条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

- 第 12 条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

- 第 13 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を行使することができる株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とするすることができる。

### 第3章 株主総会

#### (株主総会の権限)

第14条 株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

#### (招集)

第15条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にはいつでも招集することができる。

#### (招集手続)

第16条 株主総会を招集するには、会日の1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発する。

2. 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

#### (招集権者及び議長)

第17条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。但し、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会において、取締役社長が議長となる。但し、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

#### (決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

#### (株主総会の決議等の省略)

第19条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使する

ことができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2. 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

#### (議決権の代理行使)

第 20 条 当会社の株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### (株主総会議事録)

第 21 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をする。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

#### (取締役の員数)

第 22 条 当会社の取締役は、3 名以上 5 名以内とする。

#### (取締役の選任)

第 23 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

#### (取締役の解任)

第 24 条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上の決議によって行う。

(取締役の任期)

- 第 25 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。
  3. 増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役の選定)

- 第 26 条 当社の取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を選定する。
2. 取締役会は、その決議をもって、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。
  3. 取締役社長は、当社を代表する。
  4. 取締役社長のほか、取締役会はその決議によって、会社を代表する取締役若干名を選定することができる。

(取締役会の招集及び議長)

- 第 27 条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集し、議長となる。
2. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。但し、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。
  3. 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

- 第 28 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議等の省略)

- 第 29 条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときは、こ

の限りでない。

2. 取締役又は監査役が、取締役及び監査役の全員に対して、取締役会に報告すべき事項（但し、会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

（取締役会議事録）

第 30 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をする。

（取締役会規程）

第 31 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

（取締役の報酬等）

第 32 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 33 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。

（非業務執行取締役との責任限定契約）

第 34 条 当会社は、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査役

（監査役の数）

第 35 条 当会社の監査役は、3名以内とする。

(監査役の選任)

第 36 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって行う。

(監査役の任期)

第 37 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第 38 条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 39 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任について、法令の限度内において免除することができる。

(監査役との責任限定契約)

第 40 条 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第 41 条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第 42 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主又は登録株式質権者に対し剰余金の配当を行う。

(中間配当)

第 43 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主又は登録株式質権者に対して、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 44 条 剰余金の配当が、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。  
2. 配当金には利息を付けない。

## 第 7 章 附 則

(最初の事業年度)

第 1 条 当社の最初の事業年度は、第 41 条の規定にかかわらず、当社の設立の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

(法令の準拠)

第 2 条 本定款に記載のない事項は、すべて会社法その他法令に従う。

(施行)

第 3 条 上記定款は、分割による岡山市北区表町一丁目 2 番 3 号 はるやま商事株式会社設立のため作成したものであり、本定款は、分割が効力を生じた時からこれを施行する。

(附則の削除)

第 4 条 本附則は、当社の最初の事業年度に関する定時株主総会の終結の時をもって、削除する。

以上

## 別紙2

### 承継権利義務明細表

新設会社が当社から承継する権利義務は、分割期日において本事業に属する以下の権利義務とする。なお、以下は平成28年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎としたものであり、実際に承継する権利義務については、同日から分割期日の前日までの変動を考慮した上で確定する。

#### 1. 承継する資産

##### (1) 流動資産

本事業に係る流動資産一切、但し以下は除く

- ① 受取手形、②未収入金、③前払地代家賃、④前払保守料、⑤立替金、⑥ その他法令上承継不能なもの

##### (2) 固定資産

本事業に係る固定資産は承継しない。

#### 2. 承継する負債

##### (1) 流動負債

本事業に係る流動負債一切、但し以下は除く

- ① 設備支払手形、② 建設未払金、③ リース債務、④ 資産除去債務、⑤ 店舗閉鎖損失引当金、⑥ その他法令上承継不能なもの

##### (2) 固定負債

本事業に係る固定負債一切、但し以下は除く

- ① 長期預り金、② 預り敷金、③ 長期前受家賃、④リース債務、⑤ 資産除去債務、⑥ 退職給付引当金、⑦その他法令上承継不能なもの

#### 3. 承継する雇用契約等

分割期日において、本事業に従事する以下に掲げる従業員との雇用契約及びこれに基づく権利義務の一切

- (1) 営業本部に所属する従業員、但し執行役員、はるやま事業部営業担当部長及びフォーエル事業部事業部長を除く
- (2) 商品本部商品企画部に所属する従業員
- (3) 経営本部経営企画部に所属する従業員、但し、経営企画部長並びに広報及びSNS担当の従業員を除く

#### 4. 承継する契約関係

本事業に係る取引基本契約、売買契約、業務委託契約その他本事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務（「1. 承継する資産」「2. 承継する負債」において承継対象とされているものに限る。）。但し、下記に掲げる契約はこの限りではない。

- (1) リース契約
- (2) 当社を借主とする不動産賃貸借契約
- (3) 当社が保有する商標権に係る使用許諾契約
- (4) 上記(1)ないし(3)に関連する契約

#### 5. 承継する知的財産権

本事業に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権を除く知的財産権及びノウハウ（本事業に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権は当社に帰属する。）。

#### 6. 許認可等

本件分割の効力発生日時点において、本事業に関する許可、認可、承認、届出、登録等で法令上承継可能なもの。

以上

### 3. 会社法施行規則第205条各号に掲げる事項の内容の概要

#### (1) 会社法第763条第1項第6号に掲げる事項の相当性に関する事項

##### ①新設分割設立会社が新設分割に際して当社に対して交付する新設分割設立会社の株式数の相当性に関する事項

新設分割設立会社は、新設分割に際して新たに株式を発行し、そのすべてを当社に割当交付いたします。新設分割設立会社が発行する株式数については、新設分割設立会社が承継する資産等の事情を考慮した結果、2,000株といたしました。

なお、交付株式数につきましては、新設分割による当社の純資産に変動がなく、また新設分割設立会社の株式のすべてが当社に割り当てられることから、これを任意に定めることができるものと認められます。

当社は、新設分割設立会社の資本金の額等を考慮し、また、新設分割による持株会社体制への移行目的に鑑み、当社の完全子会社となる新設分割設立会社を適正かつ効率的に管理するうえで、上記株式数は相当であると判断しております。

##### ②新設分割設立会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新設分割設立会社の資本金及び準備金の額を、新設分割設立会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮したうえで、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書第4条に記載のとおりとすることといたしました。当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

#### (2) 最終事業年度の末日後に生じた当社の重要な後発事象等の内容

該当事項はありません。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 第1号議案「新設分割計画承認の件」に記載のとおり、平成29年1月4日付での新設分割による持株会社体制への移行に伴い、当社の商号及び目的（現行定款第1条及び第2条）の変更を行うとともに、変更の効力発生日について附則を新設するものであります。
- (2) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更になりました。「当該法律改正」により新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役及びすべての監査役が、その期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第29条第2項及び第38条第2項の一部を変更するものであります。なお、現行定款第29条第2項の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう定款規定（変更案第44条及び第45条）を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する定款規定（現行定款第44条及び第45条）を削除するものであります。
- (4) 法令に定める監査役の員数を欠くことになった場合における補欠監査役の選任決議の有効期間を4年とする旨の定款規定（変更案第31条第3項）を新設するとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするため、現行定款第32条第2項の一部を変更するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(商号) 第1条 当社は、 <u>はるやま商事株式会社</u> と称し、英文では <u>Haruyama Trading Co., Ltd.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社はるやまホールディングス</u> と称し、英文では <u>Haruyama Holdings Inc.</u> と表示する。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 衣料品及び洋品雑貨の仕入販売及び縫製加工。 (新 設)</p> <p>(2)～(4) (条文省略)</p> <p>(5) 医薬品・動物医薬品・医薬部外品・化粧品・毒劇物・農薬・肥料・石油・ガス類・度量衡器及び医療用具の製造並びに販売。</p> <p>(6)～(12) (条文省略) (新 設)</p> <p>(13) (条文省略)</p> <p>(14) 不動産の賃貸・管理・保有並びに運用。</p> <p>(15)～(16) (条文省略)</p> <p>(17) 寝具のデザイン、製作、売買、輸出入。</p> <p>(18) 商品券の販売。</p> <p>(19) (条文省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社（外国会社を含む。）その他の法人等の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配し、管理すること及びこれに関連又は附帯する一切の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 衣料品及び洋品雑貨の製造、仕入販売、卸業及び縫製加工。</p> <p>(2) 意匠権・商標権等の無体財産権の取得・使用・維持・管理・利用許諾・売買。</p> <p>(3)～(5) (現行どおり)</p> <p>(6) 医薬品・動物医薬品・医薬部外品・化粧品・毒劇物・農薬・肥料・石油・ガス類・度量衡器・管理医療機器及び医療用具の製造並びに販売。</p> <p>(7)～(13) (現行どおり)</p> <p>(14) データの加工及び販売業務。</p> <p>(15) (現行どおり)</p> <p>(16) 不動産の賃貸・媒介・管理・保有・運用及び企業に対する投資業務。</p> <p>(17)～(18) (現行どおり)</p> <p>(19) 寝具のデザイン、製作、設計、施工、売買、輸出入。</p> <p>(20) 商品券・その他の金券・前払式支払手段及び各種割引優待券の発行、売買並びにその他代行業務。</p> <p>(21) (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(20) (条文省略) (新 設)</p> <p>(21) (条文省略)</p> <p>(22) 上記に附帯関連する一切の業務。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 当社は、会社法第426条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(22) <u>生命保険の募集に関する業務、損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業務。</u></p> <p>(23) (現行どおり)</p> <p>(24) <u>物流センターの管理・運営及び物流情報の収集処理業務並びに通関業務。</u></p> <p>(25) (現行どおり)</p> <p>(26) <u>上記各号</u>に附帯関連する一切の業務。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の選任方法)</p> <p>第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 32 条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(監査役の選任方法)</p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>会社法第329条第3項の規定に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 32 条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。但し、会社法第329条第3項の規定に基づき選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 38 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 38 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(剰余金の配当)</p> <p>第 44 条 当社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 44 条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(中間配当)</u></p> <p><u>第 45 条 当社は、取締役会の決議によって、</u>  <u>毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記</u>  <u>録された株主又は登録株式質権者に</u>  <u>対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p><u>第 45 条 当社の期末配当の基準日は、毎年</u>  <u>3 月 31 日とする。</u></p> <p><u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年</u>  <u>9 月 30 日とする。</u></p> <p><u>3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余</u>  <u>金の配当をすることができる。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>第 1 条 第 1 条 (商号) 及び第 2 条 (目的)</u>  <u>の変更については、平成 28 年 12 月 20 日</u>  <u>開催予定の臨時株主総会に付議され</u>  <u>る「新設分割計画承認の件」が原案ど</u>  <u>おり承認可決されること及び上記新</u>  <u>設分割計画に基づく新設分割の効力</u>  <u>が発生することを条件として、当該新</u>  <u>設分割の効力発生日に効力が発生す</u>  <u>るものとする。</u></p> <p><u>第 2 条 本附則は、前条に定める新設分割の</u>  <u>効力発生日の経過をもって削除する。</u></p>

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場 岡山市北区表町一丁目2番3号

当社本社4階会議室

交通 JR岡山駅より徒歩約15分

天満屋バスステーションより徒歩約10分

(ご注意)

◎本臨時株主総会においては、お土産をご用意しておりませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

◎駐車場のご用意がございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

